

議案第50号

墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山本 亨

墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
墨田区うめわか 高齢者在宅サ ビスセンター	東京都墨田区向島三丁目36番7 号 社会福祉法人墨田区社会福祉事 業団 理事長 高野 祐次	令和3年4月1日から令 和8年3月31日まで

(提案理由)

墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。